

**工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る  
請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い**

(令和7年4月1日制定)

町が発注する工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）に係る入札・契約手続に関する書類については、令和7年4月1日から、契約書など法律等で書類への押印が義務付けられているもの等を除き、原則として押印を廃止する。

ただし、特に本人の意思や内容の真正性を担保する必要があるものについては、代替手段を講じることで押印を省略できることとしており、その際の取扱いは次のとおりである。

記

**第1 対象**

この取扱いは、工事等に係る入札・契約手続に関する書類のうち、伊方町財務規則（平成17年伊方町規則第51号）に定める証拠書類（以下「請求書等」という。）を対象とする。

**第2 押印を省略する場合の代替手段**

第1に掲げる書類への押印について、代替手段により本人の意思や内容の真正性が担保できる場合は省略できることとし、当該代替手段は次のとおりとする。

なお、押印するか代替手段を講じた上で押印を省略するかは、工事等の受注者（当該受注者から債権譲渡を受けた者を含む。以下同じ。）にとって利便性が高い方を選択できることとし、従来どおり書面に押印することを妨げない。

**(1) 書面への記載内容**

請求書等の書面に、当該案件の責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載を求めるものとする。

この場合、「責任者」とは、支店長や営業所長など、受注者内において、当該工事等に関する請負代金等の請求に係る権限の委任を受けた役職員を指し、「担当者」とは、当該工事等に係る請負代金等の請求に関する事務を担当する者を指す。

なお、個人事業主の場合にあっては、責任者と担当者が同一であっても差し支えないが、請求書等の書面にはその旨を明示することを要する。

**(2) 提出方法**

上記(1)の書面の提出方法は、次のとおりとする。

請求書等で電子メールでの送付を要するものとする。

その際、宛先を当該工事等に係る事業担当課の事務担当者及び受注者側の上席者とする。

なお、宛先の指定は、要件としている送付先を確認できるもの（「To」又は「Cc」）に限るものとする。

押印を省略する場合の記載例

請 求 書

令和7年4月1日

伊方町長 高門 清彦 様

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1  
株式会社△△△建設  
代表取締役 ○○ ○○ 印

代表者印押印

※責任者及び担当者の指名・連絡先の記載  
がある場合は、押印省略が可能です。

下記のとおり請求いたします。

¥11,000,000

ただし、●●地区道路改修工事

請負代金額  
~~第一回来高払金~~

押印を省略する場合のみ記載してください。  
(押印する場合は、記載不要です。)

※代表者員の押印を省略する場合

責任者職氏名・連絡先：○○支店長 伊方 太郎 0894-○○-○○○○○  
担当者職氏名・連絡先：営業部長 湊浦 花子 0894-○○-●●▲▲

責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより町の担当者及び受注者の上席者を宛先（Bccは不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。  
責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。  
担当者とは、本取引に関する事務の担当する方を指します。  
※ 個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かるように記載してください。（「同上」など）

注

- 2 請負代金額には、部分引渡しに係る請負代金額を含むものであること。
- 3 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和7年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。